

お知らせ

当院は、次の施設基準・加算等に適合している旨を九州厚生局に届出しています。

【施設基準・加算等】

- ◆ 地域包括ケア病棟入院料 1
- ◆ 地域包括ケア病棟入院料 3
- ◆ データ提出加算 1・3
- ◆ 看護職員配置加算
- ◆ 看護補助者配置加算
- ◆ 入院時食事療養(Ⅰ) 入院時生活療養(Ⅰ)
- ◆ 認知症ケア加算 3
- ◆ 在宅復帰機能強化加算
- ◆ 検体検査管理加算(Ⅱ)
- ◆ 入院時支援加算
- ◆ CT撮影及び
- ◆ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆ 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)。
- ◆ 酸素単価
- ◆ 入院ベースアップ評価料

- ◆ がん治療連携指導料
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 集団コミュニケーション療法料
- ◆ 診療録管理体制加算 2
- ◆ 療養病棟入院基本料 1
- ◆ 療養病棟療養環境加算 1
- ◆ 入退院支援加算 1
- ◆ 地域連携診療計画加算
- ◆ 薬剤管理指導料
- ◆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆ 在宅療養支援病院

1 東 2 病棟では、入院患者 39 名に対し、一日に平均 9 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 8:30 ~ 16:00 (日勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 8 人以内です。
- 16:00 ~ 翌 0:30 (夜勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 20 人以内です。
- 0:30 ~ 翌 8:30 (夜勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 20 人以内です。

2 西 3 病棟では、入院患者 50 名に対し、一日に平均 12 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 8:30 ~ 16:00 (日勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 7 人以内です。
- 16:00 ~ 翌 0:30 (夜勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 25 人以内です。
- 0:30 ~ 翌 8:30 (夜勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 25 人以内です。

3 西 2 病棟では、入院患者 50 名に対し、一日に平均 8 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 8:30 ~ 16:00 (日勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 9 人以内です。
- 16:00 ~ 翌 0:30 (夜勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 50 人以内です。
- 0:30 ~ 翌 8:30 (夜勤) 看護職員一人あたりの受け持ち平均患者数は 50 人以内です。

4 当院の 1 病棟あたりの面積は 8 m²以上を有しており、西 2 病棟、西 3 病棟の各病室は 4 床以下で構成されています。

5 当院においては、患者の負担による介添介護は認められていません。

6 当院では、管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食においては午後 6 時以降)適温で提供されています。

7 当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。